
3010. 輸出申告審査終了

業務コード	内 容
CEE	輸出申告審査終了

1. 業務概要

(1) 輸出申告に係る審査終了の旨を登録する場合

輸出申告（特定委託輸出申告を含む。）、積戻し申告、特定輸出申告または展示等積戻し申告（以下、「輸出申告等」という。）について、審査及び検査が終了した旨を登録し輸出等許可を行う。

「審査区分変更・検査（運送）指定（CKO）」業務によらず審査・検査区分を変更した場合は、本業務で審査終了の旨に併せて変更後の審査・検査区分を入力する。

特定委託輸出申告において、貨物の搬入前に本業務を行った場合は、許可保留の状態になり許可保留解除の自動起動の旨を登録する。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

(2) 輸出許可内容変更申請に係る審査終了の旨を登録する場合

輸出許可内容変更申請について、審査が終了した旨を登録し変更承認を行う。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

(3) 輸出予備申告に係る審査終了の旨を登録する場合

輸出予備申告または積戻し予備申告（以下、「予備申告」という。）について、審査が終了した旨を登録する。

「検査扱い」に選定されている予備申告について、CKO業務を行わずに審査終了とする場合は、「区分変更（書類）」を入力する。

コンテナ扱い申出兼予備申告に係る審査終了の場合は、コンテナ適用の旨及び予備申告審査終了の旨を同時に登録することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

(4) コンテナ扱い申出に係る審査終了の旨の登録をする場合

コンテナ扱い申出またはコンテナ扱い申出変更において「書類審査扱い」に選定された申出について、適用または不適用の登録を行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可等通知情報* ¹	許可、コンテナ扱い申出適用または不適用に係る審査終了である場合は、以下のいずれかとして出力（許可保留を除く） ①輸出許可通知情報（大額） ②輸出許可通知情報（少額） ③積戻し許可通知情報（大額） ④積戻し許可通知情報（少額） ⑤特定輸出許可通知情報（大額） ⑥特定輸出許可通知情報（少額） ⑦展示等積戻し許可通知情報（大額） ⑧展示等積戻し許可通知情報（少額） ⑨コンテナ扱い申出適用通知情報（大額） ⑩コンテナ扱い申出適用通知情報（少額） ⑪コンテナ扱い申出不適用通知情報（大額） ⑫コンテナ扱い申出不適用通知情報（少額）	申告者* ²
		輸出者* ³ 、* ⁹
		税関（通関担当部門） * ¹⁰

情報名	出力条件	出力先	
許可・承認貨物（輸出） 情報	以下に係る審査終了である場合（許可保留を除く） ①輸出申告 ②積戻し申告 ③特定輸出申告 ④展示等積戻し申告	通関蔵置場 （分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場）*3、*4、*6、*11、*12	
		バンニング場所 （複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所）*3、*7	
輸出許可内容変更通知 情報*5	輸出許可内容変更に係る審査終了である場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可内容変更通知情報 ②積戻し許可内容変更通知情報 ③特定輸出許可内容変更通知情報 ④展示等積戻し許可内容変更通知情報		
		輸出許可内容変更申請に係る審査終了である場合	申請者*2 当初申告者 （当初申告者と申請者が異なる場合）
		以下の条件をすべて満たす場合に出力する （1）輸出許可内容変更申請に係る審査終了である場合 （2）変更前の出港予定年月日を過ぎてEAC業務が行われている場合	税関（通関担当部門）
許可・承認内容変更貨物（輸出） 情報	以下に係る審査終了である場合 ①輸出許可内容変更申請 ②積戻し許可内容変更申請 ③特定輸出許可内容変更申請 ④展示等積戻し許可内容変更申請	通関蔵置場 （分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場）*3、*4、*11、*12、*13	
		バンニング場所 （複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所）*3、*7、*8	
輸出許可自動車情報	以下の条件をすべて満たす場合（許可保留を除く） （1）輸出許可または特定輸出許可に係る審査終了である （2）システムで道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている	申告者*2	

(*1) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E01「輸出許可等通知情報について」を参照。

(*2) 「情報出力要求表示」欄に「Y」と入力された場合は、申告者（申請者）に出力せず、入力者に出力する。

(*3) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(*4) 当該許可貨物が本船扱い（特定輸出許可の場合は自社本船通関）であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力

①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている。

②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している。

(*5) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E03「輸出

許可内容変更通知情報等について」を参照。

- (* 6) 通関蔵置場兼バンニング場所の場合、貨物が分散蔵置の場合は、他の通関蔵置場（通関蔵置場兼バンニング場所は除く）向けに出力する許可・承認貨物（輸出）情報も出力する。
- (* 7) 通関蔵置場兼バンニング場所には出力しない。
- (* 8) 許可後変更でバンニング場所を変更している場合は、当初バンニング場所にも出力する。
- (* 9) 許可情報の場合にのみ出力。
- (* 10) コンテナ扱い申出が不適用となった場合に出力。
- (* 11) 特定輸出申告で貨物が搬入前の場合は、搬入（予定）蔵置場へ出力。搬入後は貨物の蔵置場へ出力する。
- (* 12) 輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、事項登録業務で入力された蔵置場へ出力する。
- (* 13) CYの場合は出力しない。